

川崎港港湾審議会・交通政策審議会における主な議論内容

資料 4

今回の港湾計画改訂の審議が行われた本市の川崎港港湾審議会及び国土交通省の交通政策審議会における主な議論内容は以下のとおりです。

川崎港港湾審議会（令和6年7月29日・令和6年10月9日）

○扇島地区の公共埠頭計画について

（意見）新たに計画する公共埠頭は、特定のエネルギー関連事業者の利用が想定されることから、専用埠頭として計画すべきではないか。

（回答）当該埠頭については、複数のエネルギー関連事業者の利用や完成自動車等の取扱等、多目的な利用が見込まれることから、公共埠頭として位置付けるものである。

○東扇島掘込部の土地利用について

（意見）現行計画における土地利用（物流倉庫の建替用地や増加する港湾貨物に対応する埠頭用地）については、引き続きニーズが高いものと考えられるが、改訂計画において必要面積を確保できるのか。

（回答）掘込部の土地利用については、限られた区域で多様なニーズに対応できるよう高度利用を推進するとともに、新たに扇島地区に計画する埠頭用地や港湾関連用地等も活用することでニーズに対応していく。

○港湾計画に位置付けたコンテナ埠頭の拡張について

（意見）現在のコンテナ取扱貨物量は、目標年次の取扱貨物量に対して低い状況にあることから、コンテナターミナルの整備は、貨物量の状況を踏まえて判断すべきである。

（回答）現在のコンテナターミナルの取扱能力は20万TEU程度であることから、直ちにコンテナターミナルを拡張するものではない。今後のコンテナターミナルの整備については、取扱貨物量や寄港船舶の動向などを勘案しながら必要に応じて検討していく。

○交通ネットワークについて

（意見）川崎港の物流機能強化や大規模土地利用転換の円滑な推進にあたっては、道路ネットワークの強化が課題である。東京港や横浜港とを結ぶ国道357号線の早期整備や、構想段階であるルートの具体化など、交通ネットワークの強化に向けた取組を進めて頂きたい。

（回答）川崎港の機能を発揮していくためには、港内を横断する国道357号や今回構想として位置付けた臨海部幹線道路など、広域的な道路ネットワークの充実が必要不可欠である。今後、港湾利用者の意見も聞きながら、国や関係部局と連携し取り組んでいく。



【答申】川崎港港湾計画の改訂については、原案のとおり適当である。

交通政策審議会港湾分科会（令和6年11月5日）

○土地利用計画について

（意見）川崎港の強みである背後に立地する冷凍冷蔵倉庫に関係した計画は位置付けされているのか。

（回答）背後地に立地する冷凍冷蔵倉庫の老朽化による建替え需要等に対応するため、土地造成を行っている東扇島掘込部の土地利用計画において、物流施設等を確保する。

（意見）荷待ちのトラックの路上駐車により、港の円滑な物流に影響がないよう、施設整備の計画において対策を検討すべきである。

（回答）臨海部の交通課題である放置車両対策となるトラック待機場が不足していることに対応するため、東扇島掘込部の土地利用計画において、トラック待機場を確保する。

○公共埠頭計画について

（意見）内航船の大型化は今後も進展すると考えられるが、その対応について中長期的なビジョンはあるのか。

（回答）今回改訂においては、内航RORO船の大型化に対応するため、東扇島地区の外貿埠頭を外内貿埠頭として位置づけ、内貿RORO貨物を外貿埠頭にて取り扱うことができるよう再配置を行う。また、将来的には、扇島地区の公共埠頭の延伸等も検討していく。



川崎港港湾計画の改訂について、審議の上、「適当である。」旨の議決がなされた。